

会 見 年 月 日	令和7年1月22日（水曜日）	
担 当 課	税務課	（担当者名：多田、谷山）
問い合わせ先	TEL：43-6803（内線：2114）	FAX：43-6892

税の申告相談における予約制度の開始について

1. 趣 旨

各地区公民館等で確定申告期間中に開催している税の申告相談について、コロナ禍中より感染防止対策のための入場制限と時間指定を実施しておりますが、このたび待ち時間の短縮と混雑の緩和をより円滑に行うため、インターネットからの予約制度を開始します。

2. 内 容

- 1 予約開始日 2月3日（月）午前9時から
2 4時間受付可能

2 予約の方法

- (1) 市ホームページから、予約を希望する会場の事前予約フォームにアクセスし、必要事項（氏名、電話番号、メールアドレス等）を入力した後、「申告相談を希望する人数」と「相談開始時間の予約枠」を選択し、「注意事項の確認」をチェックします。
- (2) 申し込みが完了すると、システムによって自動的に受付が行われ、受付完了メールが相談者に送付されて予約が成立します。
- (3) 予約のキャンセルについては、電話又はメールで受け付けます。
- (4) 相談者は、申告相談当日、会場にて受付完了メールを職員に提示のうえ、本人確認の後に、入場整理券を受け取ることができます。

3 予約の留意事項

- (1) 予約の受付期間は、申告受付日の2日前までです。
- (2) インターネット事前予約は、1世帯1回のみとします。
- (3) 電話での予約受付は行いません。

4 その他

インターネット予約以外にも、入場し相談することができます。

申告会場のお知らせ

- ☆郵送での申告書の提出にご協力をお願いします。
- ☆税務署・税理士による申告受付は、ありません。初年度の住宅ローン控除を受ける方は土地若しくは株式や先物取引の譲渡所得、営業所得等のある方で所得税のかかる方は、直接税務署へお願いします。
- ☆市役所税務課窓口での申告受付はできませんのでご了承ください。

●相談時間 午前9時30分から午後4時まで
(当日整理券の配布は午前8時半から下表に記載の入場枠到達まで)

※当日に早朝から並ぶことなく、下記のとおりインターネット予約もできます。

※予約および当日整理券の配布は各家族につき1枚です。

☆申告期間 令和7年2月17日(月)~3月17日(月)

下記のとおり申告受付を行いますので、申告書にご記入のうえ、**マイナンバーと本人確認書類**、**昨年**の申告書の控え、必要な資料をお持ちになって、お近くの会場へお越しください。

また、**利用者識別番号が分かるものをお持ちの方はご持参ください。**

○会場日程表(申告受付日に、会場の玄関口で当日用の入場整理券をお渡しします。)

会場	申告受付日	予約を含む入場枠
赤穂市民会館 (大会議室)	2月26日(水)	160
	3月4日(火)	
	3月14日(金)	140
城西公民館 (研修室)	2月21日(金)	140
	3月13日(木)	
塩屋公民館 (多目的ホール)	2月27日(木)	160
	3月5日(水)	
赤穂西公民館(研修室)	3月3日(月)	140
福浦コミセン(会議室)	2月25日(火)	140
尾崎公民館 (2階講堂)	2月18日(火)	160
	3月6日(木)	
御崎公民館 (講堂)	2月17日(月)	140
	3月12日(水)	
坂越公民館 (大会議室)	2月28日(金)	140
	3月17日(月)	
高雄公民館(研修室)	2月19日(水)	140
有年公民館 (研修室)	2月20日(木)	140
	3月7日(金)	

※当日枠は予約状況により変更する場合があります。

●今回からインターネットで事前予約制を始めます
(予約受付開始 令和7年2月3日午前9時~)
(予約状況により、相談時間の開始前に入場整理券
がなくなることがありますので、ご了承ください。)

※予約サイトQRコード



問い合わせ先 赤穂市役所 税務課市民税係

TEL43-6803 FAX43-6892

〈裏面もあります〉

インターネットによる事前予約について

令和6年分所得の申告相談から、待ち時間の短縮と混雑の緩和のため、インターネットによる事前予約を開始します。

電話での予約は行っておりませんのでご了承ください。

○インターネット予約開始日

令和7年2月3日（月）午前9時から

○予約の受付時間帯（次の時間帯から1枠選択してください。）

午前の部

9:20 9:50 10:20 10:50 11:10

午後の部

12:40 13:10 13:40 14:10 14:40
15:10 15:20

○事前予約の方法について

申告受付日の2日前までに次の①から④の手順で予約してください。

- ① 市ホームページから、予約を希望する会場の事前予約フォームにアクセスし、必要事項（氏名、電話番号、メールアドレス等）を入力した後に、「申告相談を希望する人数」と「予約枠」を選択し、「注意事項の確認」をチェックします。
- ② 申し込みが完了すると、システムによって自動的に受付が行われ、受付完了メールが送付されて予約が成立します。
- ③ 予約のキャンセルについては、電話又はメールで受け付けます。
- ④ 申告相談当日に、相談会場の受付で、受付完了メールを提示してください。入場整理券をお渡しします。

定額減税の記入漏れに注意

令和6年分の確定申告書に、同年6月から始まった「定額減税」の記入欄が設けられています。所得税の確定申告書を提出される人は、税額が正しく計算されなくなるため、定額減税の記入漏れに注意してください。

再差引所得税額 (④-③)	(43)	
令和6年分 特別税額控除 (3万円×人数)	(44)	0000
再々差引所得税額(基準所得税額) (④-④) (赤字のときは0)	(45)	
復興特別所得税額	(46)	

記入漏れに
注意！！